

社会福祉法人太陽の家 男女の賃金の差異(女性活躍推進法)

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全 労 働 者	87.7%
正 規 雇 用 者	97.7%
非正規雇用者	85.5%

対 象 期 間: 2023 年度 (2023 年 4 月 1 日から2024 年 3 月 31 日まで)

賃 金: 退職手当を除く、すべての給与(通勤手当、賞与を含む)

正 規 雇 用 者: 期間の定めなくフルタイム勤務する労働者

非正規雇用者: 期間を定めて雇用するフルタイム契約者、パートタイム契約者
(無期労働契約へ転換した者を含む)、定年後再雇用契約者

※労働者は、休職等による無給者・当法人内外への出向者・派遣労働者以外を対象とし、
対象期間の各月の給与支給日の人数を合計し、12で除した人数を労働者数として集計